

工事費等内訳書の提出にあたっての留意事項について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定に基づき、建設工事の入札に係る入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出することとされましたので、提出にあたって注意してください。

1. 対象工事等

全ての入札に付する工事を対象とします。

2. 内訳書の内容及び様式

(1) 内容

設計書の**工事費内訳書及び工種明細書に記載のある施工名称等に対応する金額を表示**したものとします。

(2) 様式

ア 工事縦覧用設計図書の内容により**工事費内訳書**に項目、金額を記載したものとします。

イ アと同等の項目が含まれる独自様式によるものでもよろしいです（原則として、「品目・工種・施工名称など」は工事縦覧用設計書の項目により作成してください。）。

ウ ア又はイのいずれの場合にも**工事費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事名、工事箇所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印）を添付**（様式は問いません。）してください。

3. 工事費内訳書の提出方法

入札書の提出と同時に提出してください。

4. 工事費内訳書の確認

工事費内訳書が提出されないときは入札に参加することができません。

また、以下の不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札参加を失格とする事もありますので、内容を十分確認のうえ提出してください。

- (1) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しないとき
- (2) 工事費内訳書において値引きにより入札価格と一致させているとき、及び違算があるとき
なお、1万円以下の端数切捨てのために値引きするのは可とします。
- (3) 工事費内訳書に記名押印がないとき
- (4) 上記以外で当該工事費内訳書の要件が確認できないとき

5. 入札後の工事費内訳書の取扱い

- (1) 発注機関が入札関係書類（公文書扱い）として保管し、公文書公開の対象となります。
- (2) 低入札調査及び談合情報等が寄せられたときは、必要に応じ提出された工事費内訳書の内容を詳細に確認するとともに、説明を求める場合があります。

6. その他

- (1) 一度提出された工事費内訳書は、書替え（発注機関の指示による修正等を除く。）、引換え又は撤回はできません。
- (2) 提出された工事内訳書は返却しません。